建築物の基準適合義務に関する変更点

バリアフリー新法の公布・施行に伴い、建築物の基準適合義務について、旧ハートビル法 時と比較して、以下のような基準の強化等を行うこととする。

1)対象施設の追加

- ① 特別特定建築物への「公共用歩廊」の追加【施行令第5条関係】 新たに「公共用歩廊」を特別特定建築物に位置付け、より一体的・連続的な移動等 円滑化の促進を図る。
- ② 建築物特定施設への「ホテル又は旅館の客室」の追加【施行令第6条関係】 本年1月に発覚した系列ホテルグループの不正改造問題を受け、建築物特定施設と して新たに「ホテル又は旅館の客室」を位置付け、一定のホテル又は旅館に対して車 いす使用者用客室の設置を義務付ける(客室が50以上の場合には一以上の車いす使用 者用客室を設けること)。→建築物移動等円滑化誘導基準からの格上げ事項
- 〈参考〉建築物移動等円滑化基準への「案内設備等」の追加【施行令第20条関係】 高齢者、障害者等が当該建築物を円滑に利用するために必要な設備(エレベーター その他の昇降機、車いす使用者用駐車施設等)の配置等を案内するための設備又は案 内所(=案内設備等)の設置を義務付ける。

2) 基準の強化

- ① 公衆便所の義務付け面積の引き下げ【施行令第9条関係】 実態に合わせ、「公衆便所」について、基準適合義務の対象となる床面積の規模を、「2,000 ㎡以上」から「50 ㎡以上」に引き下げる。
- 3) その他の移動等円滑化基準との整合(主に旧交通バリアフリー法との整合) 新たな1つの法体系となったことを踏まえ、可能な限り、基準の整合を図る。
 - 〇 エレベーターの幅・奥行きに関する規定の整合【施行令第18条関係】
 - O 移動等円滑化のための主要な設備に関する標識の設置(ピクトグラム統一化)【施行 令第 19 条関係】
 - 便所への水洗器具の設置(オストメイト対応)【施行令第 14 条関係】
 - 〇 男子小便所に対する基準の合理化(低リップ壁掛式小便器を例示として追加) 【施 行令第 14 関係】